

第 2 4 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 2 4 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 3 年 1 1 月 2 6 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分から 1 2 時まで	
場所	利根町役場 4 階 4 - A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長，手塚副委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，飯塚委員，岩戸委員，吉岡委員，加川委員，鈴木（弘）委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，猪鹿月委員
	事務局	政策企画課 川上課長、服部課長補佐，高野政策支援員，栗原主任，蓮沼主任
欠席委員	新井委員，鈴木（亜）委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 基本理念について 3 健康の増進について 4 危機管理について 5 次回の開催日について 6 その他 7 閉会 	
配付資料名	第 2 4 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 （仮称）利根町自治基本条例 行政・議会の役割と責務について（素案）修正案 資料 2 （仮称）利根町自治基本条例 基本理念について（素案）修正案 資料 3 （仮称）利根町自治基本条例 健康の増進，危機管理について（素案） 参考 自治基本条例「危機管理」比較表	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p>1 開会 (事務局が資料確認)</p>
委員長	<p>先に前回の修正案から説明をお願いします。</p> <p>(資料1「(仮称)利根町自治基本条例 行政・議会の役割と責務について(素案)修正案」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>こちらは前回、個人というのと、組織、団体というので言葉を使い分けるという話だった。議会あるいは行政という組織に関しては「責任」、議員あるいは職員といった個人に関しては「責務」という言葉にするということだった。皆様に同意いただいた上で、修正案のようになっているが、これでよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>こちらで進めさせていただく。</p>
	<p>2 基本理念について</p>
委員長	<p>事務局に資料の説明をお願いします。</p> <p>(資料2「(仮称)利根町自治基本条例 基本理念について(素案)修正案」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>事務局で4つの案を用意いただいた。一番いいと思う案に挙手をお願いします。</p> <p>①0名 ②0名 ③4名 ④9名</p>
委員長	<p>④が9名ということで、多数決の案では④に決定させていただく。③が4名ということで少数意見になるが、何か意見のある方はいるか。</p>
委員	<p>私は③に手を挙げたが、③の(3)と④の(2)、「町に関する情報を共有すること。」、これに関しては、役場からも今まで何度も口頭で訴えられてきたことだと思うが、町に関する情報を共有するときには、特に町から町民へという情報の流れを考えると、町としては伝える努力、町民としては受け取るあるいは知る努力が必要だということで、お互いに信頼関係を持って共有していかないと、疑心暗鬼に陥って、町として1つにまとめることが難しいと思う。もし逐条解説などを作るときには、町に関する情報を共有することについては、お互いが伝える努力、知る努力を要するということをなんらかの形で入れていただきたい。</p>
委員長	<p>今の委員の意見について、他に意見や異論はあるか。なければ、事務局で逐条解説を突く際には、一言書いていただきたいと思う。</p>

委員	<p>条文の文末について、「です・ます」調で統一することになっていたが、この項目では「こと」や、「する」になっている。これはこういうものなのか。</p>
委員長	<p>「次に掲げる事項を基本として、」と書いてあるので、「事項」ということは「こと」になる。それで「こと」で合わせているということである。</p>
委員長	<p>他に意見がなければ、④案で確定ということにさせていただく。</p>
委員長	<p>3 健康の増進について 事務局に資料の説明をお願いします。</p> <p>(資料3「(仮称)利根町自治基本条例 健康の増進, 危機管理について(素案)」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>こちらの議題については、今回初めて出てくる条文になる。説明の中で聞きなれない言葉などもあったかもしれないので、そういったことも含めて意見、質問があれば伺いたい。</p>
委員	<p>今朝のニュースで知ったが、昨年度のガンの発見者数が減ったというニュースがあった。がん対策基本法ができてからずいぶん経つので、その効果がでたのかと思ったが、よくよく聞いてみると、受診者数自体が減っており、それにつれて発見数も減っているということであった。私たちの自治基本条例検討委員会というのは、まさにコロナ禍でやっているものであり、特に健康については、人々がコロナ禍で非常に動きにくい状況に追い込まれて、高齢者のフレイルの問題などが出てきている。ここに、「協働により健康を維持増進する環境づくり」と書いてあり、この協働の中身については、町と町民が協働するということが大前提だと思うが、町民が自主的に行っている活動によってもできていると思う。「協働により」という意味について、特にコロナ禍の状況では重要になってくるので、町と町民が協働して、健康づくりをやっていくという形をもっとイメージしやすいものを条文に盛り込んでもいいと思う。あくまでも個人的な感想なので、条文に絶対必要だということを言うつもりはないが、あとから見た人がコロナ禍の時に作ったんだということを思い出してくれるような痕跡があればいいと思う。</p>
委員	<p>具体的なイメージに関しては逐条解説に入れていくというのが一番いいと思うので、この条文自体はシンプルにこれでいいと思う。</p>
委員	<p>条文の中にあまり細かく入れてしまうと、入りきれない部分が出てくるので、条文はこのままで、あとは逐条解説の方で上手に入れられればいいと思う。</p>
委員長	<p>さきほどの委員の思いも了解するが、条文というのはなるべく簡潔にわかりやすくというのが一般的である。あまり長くなると読みにくくなるということもあるので、逐条解説の方に書くということでしょうか。</p>

委員	それでいいと思う。
委員	町が健康を増進している、環境づくりをしているということを示すのであれば、町が考えているということも謳ってほしいと思う。
委員	この条文を載せるにあたっては、そういう部分も今後の議論になってくると思う。また、そのきっかけになればとも思う。この条文をいれることによって、さまざまな問題が今後解決されていく、具体化されていくということにつながると思う。
委員長	<p>今の委員にお話いただいたように、この条文を掲げることによって、これから町はこういう姿勢でいくということを示すので、これが理念ということである。例えば自治基本条例の伝道師として、こういった条文があるが、実際にはどうなのかということ働きかけるといのも一つの考え方だと思う。利根町という町が、皆様と一緒に良くなっていくというきっかけになればいいと思うし、そのきっかけの一つの手がかりとしての条文だと考えていただければいいと思うが、そのあたりはよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	それでは、事務局にはこの条文で同意いただいたことに加えて、先ほどの委員の逐条解説に書く内容も含めてお願いしたい。
委員	<p>4 危機管理について</p> <p>事務局に資料の説明をお願いします。</p> <p>(資料3「(仮称)利根町自治基本条例 健康の増進、危機管理について(素案)」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>危機管理ということで、こちらも新しい条文である。少し解説すると、以前、危機管理はこの自治基本条例に是非入れたいという皆様の意見があった。そこで、危機管理というのは、かつては伊勢湾台風に見られるような、風水害というのがもともとである。利根町は、利根川あるいは小貝川の氾濫などがあったのではないかと思う。そういったことが対象だったが、現在では自治体に求める期待というのがどんどん大きくなり、危機管理の範囲はかなり広がっている。現在は、もともとあった自然災害に加え、人災、犯罪、テロといったものも危機管理の範囲に含まれている。あとは、利根町にはあまりないと思うが、危険施設、例えば原発や火力発電所も危険施設かもしれない。最後に感染症も、今回の新型コロナウイルス感染症、O-157や鳥インフルエンザも危機管理の対象に入ってきている。利根町もコロナ対策というのをやっておられると思うが、危機管理の範囲というのはすごく幅が広い。そのあたりの話を所管課の飯塚課長に伺いたい。</p>
飯塚	今までは総務課にあった消防交通係が防災まで全て担っていたが、最近の災害は

自然災害がこれまでにないような長期化、大規模化しているということで、防災に専念できるような課、対応できるような課、常時備えられるような課をつくるということで、今年4月に防災危機管理課を設置した。そこで何をしているかということ、防災と言うと災害があったときに初めて活動するようなイメージがあるかもしれないが、阪神淡路大震災、それと東日本大震災、それと各地の豪雨災害があった後には、ものすごい量の文書が届く。国の災害対策基本法も細かく変わっていく。それに対応するための、要するにシステム作り、例えば被災者の生活の再建や、行方不明者の情報など、いろんなシステムを覚える作業もあり、1年間を通して文書が途切れることなく、作業をしているという状況である。今回、課を独立して専念することにより、地域防災計画など、これまでなかなか手をつけられなかった部分を毎年見直していこうということで動いている。ただ、防災危機管理課ができたから災害に備えられるのかということ、そうではなく、やはり地域の人たち、自主防災組織というのが育っていかないとけないと思っている。なぜかということ、災害が発生した時や発生する前には当然公助の部分でいろんな情報を発信していくが、それがきちんと伝わっていないと、自主防災組織が動こうとした時に動けなかったりもする。災害が発生した直後というのは、地域に困っている人がいて、地域の人々の力が一番発揮される場である。それを、公助である役場の力を待っていては手遅れになってしまう部分があるので、そういうところを強化していかなくてはならないと思っている。

委員長

一般論では、危機管理には4つの過程がある。1つは準備という過程で、災害が起こった時に災害対策本部を作るとか、あらかじめ災害起こった後のこと考えていく、組織や人の手配、防災計画などを作ることである。2つ目は、災害が実際に起こった場合の対応。3つ目はそれを復旧させること。例えば、河川が氾濫した場合、そのあとどうやってこれまでのような生活ができるように戻すかという過程。4つ目は、新設した防災危機管理課や消防の方でもやっているような審査、基準を厳しくするというような、減災という過程である。あとは、先ほどの話に出ていた、自助、共助、公助である。自助は自分でやるということ、共助はみんなでやる、自主防災組織という話が出ていたが、そういったもの、公助は町、県、あるいは国が何とかしてくれるというものである。東日本大震災より前の阪神淡路大震災以前は、その考えは6:3:1だったと言われている。6が公助、3が共助、1が自助であった。ところが、阪神淡路大震災を経験して、これがひっくり返り、6が自助、3が共助、1が公助となった。結局は役所あるいは役場の職員も被災者ということである。自分たちも被災しているのでどうしようもなかったということである。そういう意味では、意識が変わってきているということである。この条文をご覧いただき、先ほどと同じように意見を伺っていきたい。

委員

質問であるが、第1項の「災害等」という言葉は、どういう範囲まで含まれるのか、地域防災計画の中で定義されているのか。

飯塚

感染症については地域防災計画の中には規定されていない。地域防災計画はあくまでも物理的な災害といったものになる。

委員	<p>そうすると、この自治基本条例の中の「災害等」という言葉には、感染症も含まれているということもどこかに入れておかないと、「自然災害だけか」と思う方もいるのではないか。もしくは常識的に「災害等」というのは感染症も含むと解釈すべきか。</p>
委員長	<p>それに関しては皆様で議論して決めるべきなので、後ほど議論したいと思う。</p>
委員	<p>「町」の中に行政と議会が含まれていると思うが、「危機管理体制を整備します。」というのは議会にも及ぶということによろしいか。危機管理ということで、他の自治体がどうしているかということ調べていくと、自治基本条例の中にはないが、議会でも災害対応の規定などは出ていたので、「町」に議会が含まれているということは、議会でも当然この中の一部を担っていくということがあればいいと思った。内容としてはこれでいいと思う。</p>
委員長	<p>議会というのでも「町」に含まれているので大丈夫だと思う。例えば災害時の継続計画というのが非常に流行っている。その際に、もちろん行政が中心であるが、議会も一緒にやっているというところもある。私が知る限りにおいては、茨城県南では守谷市がそういった計画を作っていると思う。利根町一丸となって、危機管理に努めていけるような条文だったらいいという意見だと思われる。</p>
委員	<p>2項のところの「その他関係団体」というのはどこのことを指すのか。</p>
飯塚	<p>地域防災計画の話が出てきたが、その中の委員として出席してもらっている人はかなりの人数がいる。国の中でも国土交通省の河川事務所、交通局、県であれば県の防災担当、その他に交通事業者、利根町では大利根交通や布川交通、電力会社なら東京電力、ガス関係だと都市ガスとプロパン業者など、そういう生活にかかわる分野の人全てがはいっているので、関係団体をそのように一括りにしている。</p>
委員	<p>この文章で簡潔にまとまっていていいと思う。項目を進んでいく度に、この自治基本条例は、理念とか基本的な考え方を謳うんだなと思う。。地域防災計画など、実際に行政で進めているところはあるが、それに至るまでの基本理念をまさにここでみんな確認、共有しているのだと感じる。</p>
委員	<p>先ほど自助、公助という話を聞いて理解したが、「町は」というところと、一番下(第3項)に「町民は」と書いてあるのを、順番を逆にするというのはどうか。自助を進めた方がいいなら逆にしてもいいかと思ったが、専門的には逆にするのおかしいか。</p>
委員長	<p>順番としては、素案の第1項「町は」となっているのが「公助」ということになる。次に、第2項は「災害等に備えるため、町民及び自主防災組織・・・」ということで、これが「共助」になる。第3項は「町民は」となっているので、「自助」ということになる。素案では、公助、共助、自助という順番である。もちろん、自助、共助、公助という順番もあるかもしれない。一般論としては、公助が先に来て、しっかりやる</p>

	<p>ようにというところが多いと思う。順番に関しては議論の余地はあると思うので、後から確認させていただく。</p>
委員	<p>先ほど飯塚委員から防災危機管理課の仕事の内容を伺ったときに、災害はいつ起こるかわからない、突発的なものなので、スピーディな仕組みづくりというのは重要なのだと感じた。この最初の条文は、防災に関してはとても重要な仕事であるから、もう少し一文加えられてもいいと思った。素案では、「危機感地体制を整備します。」で終わっているが、時間が経過するとともに、時代が変わるとともに変わっていくという話があったので、変化に柔軟に対応するという意味では、「迅速に、スピーディに」というような文言が入ってもいいと思う。</p>
委員長	<p>それもひとつの考え方としてあると思う。先ほど別の委員がおっしゃっていたが、これはあくまでも理念なので、その次に具体的な計画といったところで「迅速に」を謳うという作りになっている。なので、ここがあくまでも「危機管理体制を整備します。」となっているということを理解いただければと思う。</p>
委員長	<p>一通り意見を伺ったので、これから2つの議論をさせていただく。1つは、「災害等」ということで、「等」という範囲はどこまで入れるのかということである。2つ目は、順番をどうするかという話である。まずは、「災害等」という範囲について、意。質問等はあるか。</p>
委員	<p>防災危機管理課としては災害というのはどこまでを範疇としているのか確認したい。</p>
飯塚	<p>基本的には、台風、地震などの自然災害、それに加えて例えば飛行機の墜落事故であったり、そういった事故も含めて災害と捉えている。感染症については町単独でできる話ではなく、水際対策から始まって、国の施策として、まず国が動かないと町は何も動けない。今回のコロナもそうであるが、全て一番最後に来るのが自治体というところなので、ここで言う「災害等」に関しては、そういう自然災害、大規模災害、墜落事故、不慮の事故といったものを想定してはどうかと思う。</p>
委員長	<p>「災害等」ということになっているので、この条文においてはこれを念頭に置いているが、現実としては町は具体的な施策としてこうなってもおかしくない。ここではあくまでも理念なので、現状としては国や県など、法的なものもあるので制限されてしまうと、そのように考えていただきたい。ただし、ここで感染症を入れたとしても、町としては感染症の場合は努力するということになるので、それで大丈夫だと思う。他に意見はあるか。</p>
委員	<p>言葉の定義をどこかではっきりさせた方がいいかもしれないが、ここでは基本理念なので、ふわっとした「災害等」でいいと思う。</p>
委員長	<p>事務局の素案として作った「災害等」というのはあえて「等」にしている。今後、従</p>

	<p>来想定していなかったものがこれからも増えていくかもしれない。だから、そういう意味では「等」にしておかないと、限定してしまうと限られてしまうので、「等」にしてある。あまり限定してしまうと、何か起こった時に広く捉えられないということ、で、「等」になっているということである。</p>
委員	<p>災害の範囲については先ほど説明していただいたので、現状をよく理解した。あとは、この「等」の中に感染症その他も含まれるということを確認した上で、「適切な施策を実施」の部分に、町としての啓発であり、予防対策であり、現場の判断でできることがあると思うので、それは個々に含まれるということ、文言としてはこれでいいと思う。</p>
委員長	<p>逐条解説の方では、幅広く捉えるということを書いてもらい、現状としては先ほど所管課の飯塚課長がおっしゃったような話が現状であるが、ここではもう少し大きく捉えるということよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>次に、順番についてである。素案では第1項、2項、3項ということで、公助、共助、自助という順番になっている。その件について、意見はあるか。</p>
委員	<p>提案のあった、自助、共助、公助という順番であるが、例えば高齢者で一人暮らしをしている人に、「まず自助ですよ」と言っても、それは無理だと思う。そうした場合に、一番最初に機動してもらうのが共助だと思う。この自助という言葉の中には、個人、一人の人間だけではなくて、その周りにいる家族も含めて自助というと思う。家族もいない、一人暮らし、高齢で病弱、その人にとって「まず自助だ」と言っても無理だと思う。だから、ケースバイケースによって一番最初に動き出すのは共助かもしれないし、公助かもしれない。公助は遅れるかもしれないが、町のスタンスとして、町としての意気込みとして一番最初にきているのかもしれない。一番はじめに何が動き出せるか、何が必要かはケースバイケースでちがうと思う。なので、いつも自助、共助、公助という順番でやってくるというふうには考えないほうがいいと思う。4人家族で、お父さん、お母さんも元気、子どもたちも元気で、家族が1つの単位として、自助として避難活動、あるいは危険を防止できるなら、自助、共助、公助という順番になるかもしれないが、要支援者リストというのを町が作っているように、まずその人が動けないから、地域コミュニティでその人をなんとか避難させようとする、それは共助である。だから、共助が一番先に来る場合もあると思う。確かに自分たちでなんとかするというのは大切なことだと思うが、一番重要なのは地域コミュニティで、お互いに助け合ってその場をなんとか凌いでいくということが地域としては一番大切なのではないかと思う。</p>
委員	<p>私が言いたかったのは、「自助を一番にしよう」ということではなく、自助というのは自分から動くというだけではなく、普段からの備え、保険に入ったり、防災セットを自分で用意するとか、自分の災害に対する意識を示すのが自助だと思う。災害が</p>

	<p>あった時に自分で動いてなんとかしなさいということではなく、例えば防災セットを用意するのが高齢者一人では難しいというのであれば、町から「こういうものがある」というのを提案したり、高齢者みんなで共同で買って配ってあげるとか、そういうことが始まるのが自助だと思う。公助が一番大切かとは思いますが、自助の順番をどこにもってくるかとかではなく、私たちの意識として最初の方にもってくるというのがいいと思い、順番を変えたらどうかということをお聞きした。周りの人に「一人で家族がいないので、協力お願いします」と自分から発信するのも自助だと思うので、「自分から動きなさい」ということではないと思う。</p>
委員	<p>提案委員の真意を測りかねて、間違った読みをしてしまった。確かに、ちゃんと見ると「平常時から防災意識の向上に努め」ということなので、委員がおっしゃることはなるほどと思う。私は自助、共助、公助という一般論について話してしまっていたので、提案委員の真意とは少しずれてしまっていたと思う。</p>
委員	<p>私には小さい子供もいるし、まだ動けるが高齢の家族もいるので、子どもやお年寄り、働いていることに関係なく、一人の人間として自分のできること、防災に関する意識を持ってあらかじめ動ける準備をするということが大事だと思う。</p>
委員	<p>おっしゃるとおりである。</p>
委員長	<p>参考資料（参考「自治基本条例 他市町村比較表 危機管理」）を見ていただくと、他市町村は確かに、行政が先に来て、最後は市民ないしは村民、町民となるケースがある。しかし、これは私たちみんなで策定している、検討している条例なので、自分たちがそのような心構えをしましょうということであれば、順番は多少変えてもいいと思う。「町民は」というのが一番最初に来て、それは条例解釈の中でこの場でみんなで決意を表明していると、利根町の町民はそれぞれの意識があって、その結果このようになったという話でかまわないと思う。自治体では策定している側として、まず行政が言わないとまずいだろうということもあって前に出ているが、こちらの方では町民としてみんなでやっていくんだという心構えで、この委員会で決めるのであれば問題ないと思う。他の方の意見も伺いたいと思う。</p>
委員	<p>提案委員の話を伺って、衝撃を受けたというか、そういう考えもあるんだなと思った。というのは、普段から行政が一番最初に来てやらないといけないという義務感があって、それが最初に来るんだらうと、それが必然なんだらうと思っていたが、委員の意見を受けて考えたところ、果たしてこれに本来順番があるんだらうかと思った。ただ、その中で先ほど委員長がおっしゃっていた、6：3：1の比率から言うと、第3項（自助）、第2項（共助）、第1項（公助）の順番になってくると思う。「町民は」が一番最初に来るとなったら、これはとても画期的なことで、自治基本条例としては住民主体というのが出てくると感じたので、1番上に「町民は」を持って行ってはいいかがかなと思う。</p>
委員	<p>私は行政の職員ではないが、こういう条文をよく見るので、行政から入るのが基本</p>

	<p>である。しかし、町民から入るといのは他にはないというところで、こういう条例を作るときは他の自治体を参考にするので、みんな一緒になってくる傾向があるが、そこをあえて町民にするということは、町民の皆様で議論して作ったというオリジナリティが出てくると思う。あとは、地方自治の専門で言うと、補完性の原理というところで、町民でできることは町民で、できないことはコミュニティで、行政でやるという考え方もあるので、それは危機管理の面でも同じだと思うので、いいと思う。</p>
委員	<p>私はとても迷っている。最初に町が来るということは、総体的なことだと思う。全町民に直接的に関係する、共助がそこからすれば各論的になって、町民個々の問題というのは平常時から積み上げてきていざとなったときに、町と共助の部分と関係して対応するという部分で、私は素案のままの順番でいいのかなという気持ちと、町民の方に日ごろから危機管理、防災意識を強くもっていただきたいというのはずっと思っていたことなので、そういう意味では町民が先にきてもいいのかなという気持ちもある。</p>
委員長	<p>行政学者、研究者としては、自治体というものがどうしてできていくのか、国というものがどうしてできていくのかと、社会契約論ではないが、まず個人や家族があって、そういった人たちがコミュニティというのを作り上げていって、最終的には自治体、国というふうに作り上げていくという順番から言えば、提案委員の発想というのは至極当然に見える。ただし、できあがった国や自治体から順番的に最初に来るといのは当たり前のようになっているので、私は今の委員の考え方というのもよく理解できるし、そういった考え方もあると思う。</p>
委員	<p>最初から委員長が提案を支持されているので、そういう方向に行かないといけないのかなと、影響されている。</p>
委員長	<p>そんなことはないので、ご自分の自然な考え方で決めていただきたい。</p>
委員	<p>私も「町は」が最初に来て当然という感覚だったが、皆様の話を聞いていて、「町民は」が一番上に来ていても変ではないというだったので、それもありがたのかなと思う。しかし、やはり何とも言えないところで、まだ考えがまとまらない。</p>
委員	<p>一般論で言う自助、共助、公助の説明でしか考えていなかったが、提案委員の説明の中で、個人あるいはひとつの家庭が担っていく役割ということを考えたときに、一番小さな単位というのは町民一人、ひとつの家庭、それからひとつの地域コミュニティということになってくると思うが、その一番小さな単位から、日ごろから防災意識を向上させるために、やっていきましょうという考え方は、自助、共助、公助の一般論とはちがった新鮮な感動を覚えた。まず町民それぞれが平常時から防災について考え、準備して、そこからやっていきましょうということで、それは非常にインパクトのある意見だった。もしこの自治基本条例の伝道師として話す機会があったら、自助、共助、公助ということについて、こういう考え方があるということをお話していきたいと思う。町民のプライドとして、まず町民自体が防災に対してこういう意識でや</p>

委員	<p>っていくということが一番最初に掲げることも新しいかたちでいいという気がした。</p> <p>今日の会議の中であった基本理念にもあるが、町民がまちづくりの主体であるという考え方から見ても、一番最初に町民を持ってきてもいいと思った。自分たちは他市町村の条例と見比べているので、他の自治体の条文はこうなっているということがわかるが、実際に利根町の条例ができあがって、自分たちの作った条文が最初から町民が先になっていけば、見る人はそういうものなんだと思うので、町民が上に来てもよろしいと思う。</p>
副委員長	<p>私は町民を一番上にするという点については、日ごろからの防災意識を高めるためには有効だと思っている。みんな誰かに助けを求めてしまうと思うが、自分たちが努力するという点は非常に大事だと思ったので、一番上に町民を持ってくるといって私も衝撃を受けている。しかし、町が、河川が氾濫しないように、道路を国や県と相談して、地域住民の方からの苦情を聞きながら整備することも、町のやっている大事なことだと思っている、それを考えると、町民の方が主体というのはそのとおりであるが、そこで町を抜かしてしまうと、では町は何をやるんだ、となりそうなどころがある。皆様の意に反する部分であるが、そこが心残りである。自分たちがやるんだということはとても大事だし、一番上に来るのはすごくインパクトもあって、できることを自分たちもやっていこうというのは危機意識も高いと思うが、そこで町の意識が頓挫してしまうことが危惧される。町が危機体制を整備するというはどういうことなのか、町民が困っている整備について聞き入れて、予算にのせて、改善してくれるとか、そういうことも、すぐに叶わなくても長期的には大事なことだと思うので、ここはとても迷うところである。</p>
委員長	<p>皆様の意見を伺ったので、ここでは多数決にしたいと思う。4つ案があるが、①案は町民（自助）、地域（共助）、最後は町（公助）という順番。②案は地域（共助）、町（公助）、町民（自助）、③案は町（公助）、地域（共助）、町民（自助）、④案は町（公助）、町民（自助）、地域（共助）となる。他に案はあるか。</p>
委員	<p>確認であるが、事務局で作成した素案の第2項が「共助」にあたるものか。</p>
委員長	<p>そのとおりである。では、多数決をとる。</p> <p>資料3 下段「危機管理（素案）」の条文</p> <p>①（第3項→第2項→第1項の順に変更）</p> <p>②（第2項→第1項→第3項の順に変更）</p> <p>③（第1項→第2項→第3項のまま変更しない）</p> <p>④（第1項→第3項→第2項の順に変更）</p> <p>①9名 ②0名 ③3名 ④1名</p>

委員長	<p>多数決の案では、委員から提案のあった案に賛成多数ということで決めさせていただきたいと思う。次回、並べたもので確認いただくが、この場の決定としてはこのようにさせていただく。</p> <p>5 次回の開催日について 次回の開催は令和4年1月中旬から下旬にかけての間で、詳細は後日通知となった。</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会 それでは以上を持ちまして第24回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-----	--